

2024.5.1

第169号

# ○いたくら 議会だより



東小学校入学式（入学児童呼名）

## 今月の主な内容

- 3月定例会・議案審議 ..... P. 2
- 令和6年度予算審査 ..... P. 6
- 一般質問 ..... P. 10
- 3月定例会議員発議 ..... P. 12
- 議会懇談会・議会日誌 ..... P. 18
- みんなの声 ..... P. 20

板倉町議会ホームページへ

QRコードを読み込むと  
議会ホームページが開けます





令和6年第1回定例会が、3月5日(火)から14日(木)までの10日間の日程で開かれました。今回の定例会では、選挙1件、条例の一部改正議案8件、規約の変更議案1件、契約の変更議案2件、計画議案1件、町道路線の認定議案1件、令和5年度補正予算議案3件、令和6年度当初予算議案5件、陳情1件、議員発議2件の合計25議案が審議されました。

人事案件、条例の一部改正議案など全25議案を審議

## 令和5年度補正予算を原案可決

## 令和6年度予算を原案可決

## 一般質問に2人の議員が登壇

### 人事案件

#### ◆板倉町選挙管理委員及び補充員について

令和6年3月18日付けで任期満了となる選挙管理委員の選挙が行われました。選挙の方法は地方自治法の規定により指名推薦によって行われ、稲村茂さん(大字飯野)、塩田和雄さん(大字板倉)、川田尚子さん(大字下五箇)、高山弘文さん(大字海老瀬)の4名が当選されました。また、補充員の選挙も指名推薦によって行われ、松村美枝子さん(大字大荷場)、平石徳次さん(大字海老瀬)、大塚進さん(大字粉谷)、野中淳一さん(大字西岡)の4名が当選されました。

### 議決議案

#### ◆板倉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

「子ども・子育て支援法」等の改正に伴い「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」が施行されたことから、本条例の一部を改正するものです。改正の主な内容は、4点です。

1点目は、引用している関係条文の条項、所管変更等の表記を改めるものです。

2点目は、施設の運営規程等、施設利用者の選択に資

すると認められる重要事項をインターネット上で閲覧できるように揭示義務を追加するものです。3点目は、子どもに対して体罰を行うことをしつけと称し、児童虐待を正当化する口実に利用される恐れのある懲戒権に係る規定を削除するものです。4点目は、保護者の利便性向上や保育所等の業務負担軽減のため、施設が行う書面の記録、作成及び交付を書面に代えて、電磁的記録方法により行うことができるよう規定を整備するものです。

#### ◆板倉町介護保険条例の一部を改正する条例について

令和6年度から令和8年度までを一期とする第9期介護保険事業計画策定に基

づき、本条例も一部改正を行うものです。主な改正内容は、介護保険料率適用期間の設定及び同期間における第1号被保険者の介護保険料の改正です。1点目は、介護保険料率を適用する期間を第9期介護保険事業計画期間と同様に令和6年度から令和8年度までとするものです。2点目は、介護保険料基準額となる第5段階の額を月額5,300円(年額63,600円)と定めるものです。これは、第8期介護保険事業計画時に定めた基準額と同額です。3点目は、介護保険料の弾力化を図り、国が定める標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ及び低所得者の標準乗率の引下

◆板倉町総合計画について



本町では、令和2年度を初年度とする、板倉町総合計画を策定し、「地域で支え合う安全なまちづくり」をまちの将来像として、人口減少・高齢化を強く意識しながら、各施策を着実に実行し、町民の皆様一人ひとりが、本町に「住んでよかった」、「住み続けたい」と感じ、住み続けることを誇りに思えるようなまちづくりに努めてまいりました。この総合計画の計画期間は、基本構想8年間、基本計画は前期・後期の4年間ごとと定めています。ここに、前期基本計画の計画期間が終了年次を迎えることから、新たに4年間の後期基本計画を策定しました。この度策定した「板倉町総合計画後期基本計画」は、前期基

本計画における施策の方針を踏まえつつ、令和元年10月に発生した台風19号など近年多発する自然災害、令和2年から世界的な感染拡大となった新型コロナウイルス感染症による社会活動への影響、町のこれまでの取組や課題を踏まえ今後取り組むべき施策の方針を示しています。計画策定に当たっては、町内各団体の代表者などによって構成された検討委員会において、意見や提案を聴取し、実効性・実現性の高い計画を指して、策定作業を進めてきました。本計画をもって、安全・安心、災害対応を重点施策としつつ、少子高齢化・人口減少対策の施策、デジタル化推進の施策などを総合的に各分野の施策を着実に実行することで、町民の皆様一人ひとりが、本町に「住んでよかった」、「住み続けたい」と感じ、住み続けることを誇りに思えるような持続可能なまちづくりを進めていきます。

問 尾澤議員

総合計画の中で有意義か

つ具体的に希望の持てる事業、施策はあるのか。

答 町長

総合計画は、大きな方針を指しているもので、これを基に年度予算を、またその具現化を、その具現化が予算化と事業計画になるわけ、毎年12月頃から次年度に向けて協議をして、具体的な新規事業とか、そういうものになっていくということ、基本的にはそういう方向性を指し示すもので、ここで具体化をしようものではないと捉えています。

問 森田議員

「町民の参加によるまちづくりの促進」のアンケートによると59%が「どちらともいえない」と答えている。これをどのように町は捉えているのか。

答 町長

アンケートの一般常識的範囲内で、主催者の意向に沿った消極的賛成と捉え、それは反対なら反対と書けるのだからということでは

えています。それを決して手放しで喜んでるわけではありません。この60%近くの人に対しての参加率なり、あるいは理解度をさらに高めていくということ、政策として必要であるかと考えています。

問 小野田議員

KPIについて、令和2年度の基準に対して令和5年度の実績が下がっているのが幾つか見受けられるが、令和5年度の目標よりも実績が下がっているにもかかわらず、令和9年度の目標でさらに上げるのは難しいのか。

答 企画財政課長

令和5年度の目標に達していない施策については、この見直しをする段階で検討委員からこの数値をどのように捉えるべきかの意見を聞きましたところ、最終的には当初の設定した目標に向けて、さらに努力をしていこうということ、このような表記にさせていた

問 青木文雄議員

住宅対策で木造住宅の耐震診断の促進を図っていると思うが、町の耐震診断率は何%くらいなのか。

答 都市建設課長

町の耐震診断は年間5、6件はあったのですが、最近ほとんどしていないのが現状です。それは、対象となる建物の所有者が大地震が身に降りかかるとは考えていない、また、所有者には高齢者が多く、あまり興味がないなどの実情があります。

問 青木秀夫議員

KPIという用語を説明していただきたい。

答 企画財政課長

重要業績評価指数とか、重要達成度指数と言われているもので、今回町が設定したKPIは、満足度を基準として示しており、満足度の基準値と目標の満足度を設定して、令和5年度の実績の満足度を数字で表しています。

◆その他の議決議案

- 板倉町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例について
- 板倉町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 板倉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 板倉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 板倉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 板倉町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 工事請負契約の変更につ

いて（令和5年度土地改良施設維持管理適正化事業（防災減災機能等強化事業）小保呂排水機場 排水機場施設整備工事）

○工事請負契約の変更について（令和5年度道路メンテナンス補助事業 八間樋橋橋梁撤去工事）  
○町道路線の認定について  
※議員発議の詳細については、12ページをご覧ください。

補正予算審査

議案第15号 令和5年度板倉町一般会計補正予算（第9号）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,750万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を64億5,075万4千円とするものです。

問 延山委員

災害時避難場所確保事業939万7千円の減額について、用地買収が難航していたということだが、どのような状況であったのか。

答 総務課長

北部公民館東の空き家が



緊急避難場所（西岡地区）

あるところですが、現在の雑木と空き家は、地権者が除却をした上で更地にして町が買う条件で交渉してきました。しかし、なかなか合意が得られず、交渉を重ねた結果、現状のまま地権者から寄附していただくことで合意しました。それが年明けになってしまい、今年度中の事業執行が困難になりましたので、今年度分の予算は減額補正して、改めて新年度当初予算で、事業費を計上させていただきたいと思えます。

問 荒井委員

介護慰労金支給事業144万円の減額について、在宅利用者の数が少なくなったのか、あるいは施設入所者が増えたのか、どう

答 健康介護課長

いった理由の減額なのか。在宅で介護度が4、5の方が対象になります。1年の間に約100日以上入院、入所があった場合は対象外になります。また、高齢でお亡くなりになられた方もいます。昨年度くらいから施設の利用が増えている、入所になると対象から外れますので、総額としてその程度の人数が減ったものと思われれます。

問 藪之本委員

ぐんま緑の県民基金事業費補助金30万円の減額について、子ども会の自然体験スクールが補助の対象外になったためということだが、その理由を伺いたい。

答 産業振興課長

板倉中学校が赤城少年自然の家に行った場合と子ども会が行った場合についてそれぞれ30万円ずつ60万円を計上していたわけですが、行ったときに講師がいたらその分の経費は補助の対象としてみえますが、今回子ども

も会については講師がいなかったため、対象にならなかったということ。です。

問 青木文雄委員

道路維持事業の街路樹管理委託料845万円の減額について、この内容を伺いたい。

答 都市建設課長

今回は入札ではなく、随意契約で安価な業者にやっていたため減額したので、その差額が発生したということ。です。

問 小野田委員

多面的機能支払交付金事業600万円の減額について、これはむらづくりの県の補助金かと思うが、減額の理由を伺いたい。

答 産業振興課長

この交付金は、農地維持支払い分と資源向上支払いの共同分と資源向上支払いの長寿命化分に分かれていて、当初予算のときには、全ての部分を100%で計上させていたため、毎年変動する。その中で、毎年変動す

るのが長寿命化分で、当初の100%のうち、最終的に77%が町にきたということで、残りの23%がこの減額になっているということです。

**問** 市川委員

木造住宅耐震改修補助金200万円の減額について、希望者がいなかったということだが、どのような周知をしているのか。

**答** 都市建設課長

町のホームページで、何年も耐震診断の無料相談会の募集していたのですが、今年から改めまして、行政区に回覧していただくようにしています。それを今年2回は2回しましたが、実績はゼロでした。また、耐震診断の希望者ですが、最近は年2、3件はいますが、耐震改修補助制度の敷居が高く、診断止まりというのが実情です。

**問** 須藤委員

民間建築物アスベスト含有調査事業補助金について、補助金の内容を伺いたい。

**答** 都市建設課長

1件当たりの上限で25万円です。それ以上かかれば個人負担になります。現在需要がありませんので、例年予算を25万円確保してありますが、これは国庫補助も入っていますので、返すような状況です。ただ、数が増えた場合は、群馬県もある程度予算がありまして、要望が多いときには、申請すれば町に補助金が下りるようになっていきます。

**問** 青木秀夫委員

各施設で電気料金の減額が出ているが、その理由を伺いたい。

**答** 企画財政課長

主な要因は、当初予算を組んだときの電気料金に含まれる燃料調整費の単価が現在の単価と比較して相当値下がりをしたということです。例えば、役場の電気料金の比較をしますと、今年の1月が112万1千円、今年の1月が70万6千円で、施設全体では大体25%が昨年と比べて減っているとい

うことです。

**問** 亀井委員

学童保育運営委託事業のそらいろクラブsegundo委託料278万4千円の追加について、ほかの学童クラブと比べて突出して上がっている理由を伺いたい。

**答** 福祉課長

学童クラブは、通常ですと250日以上開設するような運営がなされているところですが、土曜日の利用者数が少ない場合は、人員の合理化を図るために合同で行う運営をしている場合もあります。そらいろクラブは2クラブ運営していますが、当初そらいろクラブSegundoは合同で行うことで想定していたところ、実際は利用者数が多いということで、本来の2クラブで運営するということがあったということです。

**問** 小林委員

特定外来生物防除等対策事業交付金45万円の追加について、内容はクビアカツ

ヤカミキリの被害木の伐倒業務委託料ということだが、この交付金の補助率を伺いたい。

**答** 住民環境課長

今年度実施分は100万円ということ、国の補助率は2分の1なので、本来は50万円来るわけですが、国のほうの配分によりまして、今年は45万円しか来なかったということです。

**議案第16号 令和5年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）**

歳入歳出予算にそれぞれ1,243万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億981万4千円とするものです。

**議案第17号 令和5年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）**

歳入歳出予算にそれぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,122万5千円とするものです。

**問** 青木秀夫委員



板倉町水質浄化センター

水質浄化センターの光熱水費が500万円の減額になっているが、下水道事業会計の電気料金は総額どのぐらいなのか。令和4年度もわかれば教えていただきたい。

**答** 住民環境課長

電気料は、おおよそ1,700万円ということ、で予算を取っておりまして、今年度の見込みが1,200万円ということでの減額しています。令和4年度につきましては、端数を省いて1,600万円になっています。

◆なお、補正予算については、3月6日の本会議において、全員一致で原案どおり可決となりました。



令和6年度予算

会計区分		本年度	前年度
一般会計		59億9,500万円	58億3,000万円
特別会計	後期高齢者医療	2億2,769万円	2億451万円
	国民健康保険	19億8,262万円	20億1,586万円
	介護保険	13億6,216万円	13億1,952万円
	下水道事業	-	2億1,547万円
下水道事業会計		3億4,609万円	-
合計		99億1,356万円	95億8,536万円

※下水道事業は、特別会計として官公庁会計方式（単式簿記・現金主義）で運営されてきましたが、持続的かつ安定的な事業運営を行うため、公営企業会計方式（複式簿記・発生主義）に移行します。会計方式の変更によって使用料の変更などはないため、使用者への影響はありません。

# 令和6年度予算を全会一致で可決

## 一般会計 59億9,500万円

## 特別会計および下水道事業会計 39億1,856万円

一般会計59億9,500万円

### 支出の主な内容

#### 総務費

8億3,299万円

- ①タブレット導入事業（新規）
- ②公式LINE導入事業（新規）
- ③ホームページリニューアル事業（新規）
- ④移住者住宅取得支援事業（重点）
- ⑤移住・定住支援事業（重点）
- ⑥無料コミュニティバス運行事業（拡充）

#### 民生費

18億9,847万円

- ①デイサービスセンター館内照明LED化事業（新規）
- ②そらいろ保育園施設整備事業（新規）

#### 商工費

1億269万円

- ①産業施設及び商業施設誘

#### 致促進奨励事業（重点）

②観光振興事業（拡充）

#### 土木費

5億4,705万円

- ①町単独道路整備事業（重点）
- ②公園維持管理事業（拡充）

#### 消防費

3億3,459万円

- ①災害時避難場所確保事業（重点）
- ②防災対策事業（重点）
- ③合の谷災害対策事業（新規）

#### 教育費

8億6,265万円

- ①中学校校舎改修事業（新規）
- ②中央公民館屋上防水改修事業（新規）
- ③小学校体育館改修事業（重点）

## 【予算審査】

予算決算常任委員会を4日間開催して、令和6年度予算を集中的に審査しました。

### 主な重点施策

**問** 市川委員

町立保育園一園化検討事業について、場所は町のほうでは考えがあるのか。

**答** 福祉課長

あらゆる方向性を模索しているが、新しい園を建てるかどうかは選択肢の一つとしてしか今のところ考えていません。場合によっては、民間移行ということも選択肢にはあります。その中で統合するとしたらどの程度の保育園の規模が必要か。建てるのであれば、候補場所についても、土地の情報、所有権、抵当権、相

続などの下調べはしています。今の時点で具体的にこの辺とかあの辺ということはお答えはできません。

**問** 藪之本委員

小学校の体育館改修事業について、今回の工事は後々にエアコンを設置しようとなったときに対応できるように改修になっているのか。

**答** 総務学校係長

現在の7か年計画ではエアコンを導入できる仕様とはなっていないので、エアコンの導入の際にはこれにプラスして内部の断熱工事等も実施をしなくてはならないと考えています。

### 総務課

**問** 小野田委員

防災士育成事業について、こういった訓練をどこに委託してどんな訓練が行われるのか。

**答** 安全安心係長

災害対策訓練委託は、日本防災士協会から講師を招

きまして、DIG、図上訓練でHUG訓練を取り入れて防災士の知識の向上を図っていききたい。

**問** 亀井委員

配り物をするのに大変だということで、行政区を抜ける方もいる。DXもやりますので、そういう方向に持っていけるか。

**答** 行政庶務係長

皆さんがスマホで、タブレットで情報を確認するというのが100%行き渡れば、それは配布物も実際に配ることなく御覧いただけるとは思うのですが、まだまだ道半ばですので、紙の媒体を正直なくせるかは難しいと考えております。

### 都市建設課

**問** 延山委員

公園維持管理について、148%増減率となっているが、その主たる目的は何か。

**答** 都市建設課長

増額したものは、高木の



管理剪定業務と堆積土の処分になります。主にこれが大幅に増えた要因です。

**問** 小林委員

未登記の相続の関係があるので、手こずっていると思うが、現在どのぐらいまだ残っているのか。未相続で置いておくのと罰則が加わってくることによって、大分これからについてはよくなってくるのかなと思うがいかがか。

**答** 建設係長

今残っている377筆のうち、できない理由として、未相続のものが約半数程度ございます。委員の言つとおり期待しているような状況です。多少やりやすくなると思います。

### 会計課

**問** 小野田委員

群馬銀行の手数料が6年度からなっていると、どれぐらいの増額になるのか。

**答** 会計係長

おおよそですが、140万程度の見込みとなります。

### 企画財政課

**問** 延山委員

エネルギーサービスプロバイダー業務委託の内容は何か。

**答** 財政係長

各施設の電気の使用状況を分析をしています。分析をした上で新電力との交渉をお願いしている状況になっています。

**問** 荒井委員

公共施設活用検討事業が削除されている。一応検討事業については、一段落したという判断か。

**答 企画調整係長**

令和4年の7月に公共施設利活用の方を全員協議会、区長会議で公示した経緯があります。南小学校、北小学校、資源化センター等々に関わる調査結果、今後の使用方法というのを公示したということ、一度一段落はしているような形にはなっています。

**問 青木文雄委員**

70周年記念事業について、概略的なものはあるか。

**答 企画調整係長**

今のところ具体的には決定はしているものはありませんが、記念式典、記念事業以外にもNHKの事業などを今後検討していくこととなります。

**住 民 環 境 課**

**問 延山委員**

浄化槽のエコ補助事業について、過去約200万の補助金を交付し、事業がさかれていたが、補助金がなくなった理由を伺いたい。

**答 環境下水道係長**

これは、県の事業であり、県の予算がつかなくなったことでエコ補助金は廃止をするとなっています。

**問 小野田委員**

マイナンバーカード交付事務について、かなり減額となっているが、その理由としては、ある程度行き渡ったということか。

**答 戸籍年金係長**

令和5年度は、マイナンバーのポイントの関係があり、そちらが5年の9月に終了しました。令和6年度は、マイナンバーポイントの関係がないということも原因です。

**問 尾澤委員**

全ての犬が、狂犬病予防の注射というのは行っているのか。

**答 環境下水道係長**

令和5年度登録数は775頭であり、注射済みは721頭、接種率93%で、残り7%が接種されています。



狂犬病予防注射

**産 業 振 興 課**

**問 延山委員**

農地の利用権設定は農業委員会が扱っているが、今後の制度廃止後の対応について伺いたい。

**答 産業振興課長**

令和6年の4月で利用権自体は最後になる形になります。契約を結んでいる方については、その年数はそのまま継続する3月の農業委員総会にかけた分については一応該当にはなりません。それが以降新たに利用権のほうで結ぶ契約はなくなってくることにあります。

**問 藪之本委員**

イメージキャラクター地域活性化事業について、イベント参加負担金2万円があるが、イベント参加予定はどのくらいあるか。

**答 商工観光係長**

世界キャラクターさみつとin羽生というものが毎年実施されています。その参加費が2万円となります。



世界キャラクターさみつとin羽生

**税 務 課**

**問 延山委員**

コンビニ収納について、全体に占める収納割合というのはどのくらいになっているか。

**答 収納係長**

一般の窓口納付の割合は

件数で60.2%、口座は28.6%、コンビニ7.8%、モバイルアプリ0.7%、共通納税2.6%となっています。

**問 青木文雄委員**

評価替え業務について、今年度が大幅な減になっているが、この理由は何か。

**答 資産税係長**

固定資産税の業務は、3年スパンであり、令和6年度は評価替えの年で、予算としては一番少なくなり、標準宅地の時点修正業務のみとなります。評価替えの2年目に、標準宅地の鑑定評価業務があり、これが一番予算的には大きくなります。3年目に、鑑定評価を行った宅地に対して市街化区域内の路線価の整備を行います。年によって予算の差が大きく出てしまうこととなります。

**問 藪之本委員**

「たばこを買うなら町内で」などのポップがあると、皆さん意識して町内で買おうかなという意識になるの

で、ポップを置いてもらうと、歳入がもつと増えると思うがいかが。

**答** 税務課長

町内の方に対しては、たばこを買うのは町内でのいうことで広報紙等で啓発を行ったところで、今後も続けてやっていきたいと思えます。

**福 祉 課**

**問** 荒井委員

子ども・子育て会議運営事業について、5年度は何回ぐらい会議を開催しているのか。

**答** 子育て支援係長

子ども・子育て会議については、例年1回の開催となっており、委員さんからご意見をお伺いしております。来年度は、計画策定をするために3回ほど予定をしておりますので、その中で、併せて過去の検証についても意見を伺えればと思っております。

**問** 小野田委員

町として今後、保育士不足をどういうふうに対処していくかと考えているのか。

**答** 福祉課長

保育士不足というのは、かねてから全国的な問題として捉えています。募集をかけても集まらないという厳しい状況が続いています。本町においては、町立保育園の一園化等も検討している中で、保育士の人員について、今後どのような形で整備していったらいいのかと考えていかななくてはいいかないかと思えます。



**健康 介護 課**

**問** 市川初江委員

老人クラブは、南地区が1で少ないなと思うが、こ

れに当たって少なくなってきた原因というのはどのように捉えているのか。

**答** 介護高齢係長

大きな理由としては、やはり役員の成り手不足が考えられると思われまます。ぜひ皆さんから声を上げていただければありがたいです。



コミュニティサロンでの出前講座

**問** 藪之本委員

産後ケア事業について、具体的にどんな事業なのか。

**答** 健康推進係長

退院直後からおおむね3か月ぐらまでの期間のお母さんに対して、自分自身の体調のケアですとか、あとは育児に対する指導を受

けられるという内容になっています。

**問** 青木秀夫委員

国民健康保険の完全一本化は、何年頃を予定されるのか。

**答** 保険医療係長

後期高齢者医療制度と同様の一本化については、まだ議論もされていない状態で、検討されているのが保険税の統一です。これについては、群馬県では令和15年を目標に統一していくということと取組が行われているという状態です。

**教育 委員会**

**問** 小野田委員

部活動指導員配置促進事業について、地域移行でできる部活動というのは板倉の中でどれぐらいあるのか。

**答** 指導主事

地域移行は、子供たちが様々なスポーツを地域で活性化しながらやっていくということ、部活動がなくなるといことではありませ



ん。今の板倉中学校も子供たち、バレー部、バスケット部、いろんな部活動が地域の大人たちと一緒に夜または土日に、活動している現状があり、それは地域移行の一つというふうに板倉町としても考えています。

**問** 延山委員

中央公民館に防犯カメラ・ロッカー等の設置の予算の確保の考えはないか。

**答** 教育委員会事務局長

防犯カメラの設置については今のところ考えておりません。



一般質問

議会2日目 3月6日(水)



森田 義昭 議員

町民の防災意識について

昨年7月の避難訓練では参加率が低かった。災害への備えを浸透させていくには

問：町民の防災意識を上げるために、これから町はどう対応していくのか、数々のハード面は整えられているが、肝心の当町の皆様へのアプローチが浸透しきっていないように思えるが。

答：町長 町では、町全体で取り組み、行政区を通し各1軒1軒しっかりとお知らせをし、町の情報を受け止めていただき、チラシ等にも事ある時には、「何と何を持って」と最低これ



令和5年度の避難訓練（海老瀬地区）

だけは用意をしていた。ただようお願いをしている。そういったチラシは既に何十回も出している。国の方針も変わってきていて、今までは、役場が消防団が区長さん、隣組の役員さんが守るという事であったが、今では一番

新たな防災伝達方法の考えは

問：防災ラジオの他に新たに防災伝達方法を町では考えているのか。

答：総務課長 町では一番は防災ラジオであるが、新たな情報伝達手段も現在考えている。防災ラジオがない外出先の情報を知るために、



公式ラインも補完の一つかと思っている。

防災会議への女性委員の登用は

問：地域防災計画作成にあたり、女性の声が入っているのか。避難所の女性リーダーについて町の見解は。

答：総務課長 防災計画策定には、女性委員は入っています。これからも、女性の視点からの指摘や意見を取り入れていきたいと思っている。

意見：避難訓練ですが、車で避げる時でも道順が決まっています。それを知らない方が一人でも居ると、大変な事になるのではないのでしょうか。ぜひ、どうやって避難をしていくのか町の皆さんには知って欲しいものです。参加をお願いします。

# 一般質問

議会 2日目 3月6日(水)



議員 佳奈子 藪之本

## 公民館図書室の今後の在り方について問う

中央公民館の図書室について

**問**：公民館図書室の必要性と役割について、行政はどのように認識しているのか。

**答**：教育委員会事務局長 近隣の公共図書館と比べると蔵書数や図書サービスはやや物足りない水準と思われるが、図書を購入する際は本屋大賞、芥川賞、直木賞などのノミネート作



**問**：紙の書籍と電子書籍の両方の良さを取り入れた新たな図書室の在り方を検討する必要があると考えるがどうか。

**答**：教育委員会事務局長 電子書籍については、品や受賞作品のほか、公民館利用者のリクエストも考慮し、乳幼児の絵本から児童書、小説、健康、旅行や趣味の書籍など幅広く選定をしている。気兼ねなく立ち寄れるなどの声もあり、身近な地域にある図書室として、地元住民が気軽に本と出会うことができるとしての役割を十分果たすことができていると認識している。

**問**：誰もが気軽に訪れ、目的に応じてゆったり時間を過ごすことができ善を検討しているのか。

**答**：教育委員会事務局長 群馬県内でも前橋市、藤岡市、富岡市、みどり市、甘楽町が行っており、板倉町でも、近隣の状況を見ながら今後検討していきたいと考えている。

**問**：司書の配置、もしくは代替措置、騒音を消すためのBGM等取り入れて利便性向上の取り組みについてどう考えるか。

**答**：教育委員会事務局長 幼児用の絵本コーナーを置敷きにしたり、DVD視聴スペースを設けたり、中高生の自主学習のために空き部屋を貸出ししたりしている。フリーWi-Fiが利用できるのも自身の

**答**：教育委員会事務局長 スマホやタブレットを使うことができる。現状の施設を有効に活用し、町民の皆様から新たな要望があれば、対応を検討していく。



幼児用絵本コーナー

**意見**：教育現場における働き方改革により、子どもたちが家庭で過ごす時間が増える中、居場所のひとつとして公民館の図書室がもつと利用されるべきだと思つ。明確な目的がなくても図書室へ行けば何かと出会える。何かを得られる。そう思ってもらえるよう仕掛けを常に考えるのは決して難しいことではないと思つ。図書室がさらに愛され続けるためにどうすべきかというのを課題として考えていくべきだと思つます。

**答**：教育委員会事務局長 司書の配置は行っていないが、各公民館ごと

に図書を担当を決めて、図書関連業務の対応をしている。本選びの手伝いまでは難しいが、本の帯を利用してポツポツ的なものをつくり、わかりやすく本の紹介をしていけるよう検討している。新たな要望が多くあれば検討していく考えではあるが、いろいろな利用者がいるので、音楽等については現状難しい。

## 小林議長・小野田副議長、議長及び副議長 辞職勧告決議案可決される

令和6年第1回板倉町議会定例会（3月5日～3月14日）において、小林武雄議長及び小野田富康副議長に対する議長及び副議長辞職勧告決議案が3月14日に発議され、可決されました。これまでの経緯と辞職勧告決議案可決までの一連の流れをお知らせします。

### ～ 経 緯 ～

#### ●令和5年5月10日 臨時会

臨時会は7人（欠席議員5名）の過半数出席により成立し、青木秀夫議員が臨時議長を務めた。須藤議員から動議が出され可決され、荒井議員が所信表明を行ったあと、議長選挙が行われ荒井議員が当選した。議長選挙の後、副議長選挙が行われ、亀井議員が当選した。

#### ●令和5年5月12日 欠席議員5名による懲罰動議が提出される

小林議員、市川議員、延山議員、森田議員、小野田議員の連名で、荒井議員、青木秀夫議員、須藤議員に対し、「地方自治法第118条第1項及び板倉町議会会議規則第59条に違反し、議長選挙を行った」として懲罰動議が提出された。

#### ●令和5年5月22日 懲罰動議を含む臨時会が再開

懲罰の対象となった3名の除斥のもと、臨時会が再開され、懲罰の審議については懲罰特別委員会（8名で構成）に付託された結果、青木秀夫議員、荒井議員、須藤議員の3名が共同正犯あるいは一連托生ということで、臨時会閉会までの出席停止が決定された。

決定後、即、栗原町長による再議書（再選挙）が提出され、青木秀夫議員、荒井議員、須藤議員3名出席停止のまま、議長選挙及び副議長選挙が行われ小林武雄議員が議長に、小野田富康議員が副議長に当選した。

※この間の一連の流れについての詳細は「議会だより第166号（令和5年8月1日発行）」を参照されたい。

#### ●令和5年6月12日

出席停止と科された懲罰処分に対して、青木秀夫議員が群馬県知事に対して、「審査請求」を申し出る。

※群馬県知事による「審決書」が令和6年2月28日に示され、青木秀夫議員の出席停止については取り消される。

### ～取り消された理由（審決書から）～

#### 1 動議について

投票にあたり、立候補する意志のある者にその旨を表明させること、また、所信を演説させる内容の提案であり、動議の審議、表決に至る一連の経過については板倉町議会会議規則第59条にいう選挙の方法にあたり、これらの議事運営は懲罰事由に該当しない。

#### 2 手続きについて

##### (1) 本件委員会での審査手続きについて

本件委員会において、弁明の機会が付与されていないことから瑕疵ある議決であると主張するが、臨時会において、委員会に付託する前に弁明の機会が付与されていることから、主張は相当ではない。申請人ほか2名の懲罰理由・種類について個別に審査することもなく、一括で処理し、種類について、軽重も検討せず同一の懲罰を科しており適切ではないと主張するが、地方議会は、その内部の組織や運営に関する一定の事項について、他の機関等から関与を受けることなく、自主的、自律的に決定し、処理する権限（自律権）を有していると解され、懲罰の審査手続きについて具体的な法令の定めがないのであるから、一般的な議案の審査手続きを具備している。以上、このことをもって、手続きの違法性を認めることはない。

##### (2) 本件臨時会での審議手続きについて

懲罰の審議においては、当該審議の対象となっている申請人は除斥されるものの、懲罰対象となった他の2名は除斥されるべきではなかったと判断することができるのであり、この方法によれば議決は異なる結果になった可能性もある。しかし、その手続き上の瑕疵は議決を当然に無効とするものとは解されないため、本件の判断に影響を及ぼすものではない。

### 3 懲罰の目的について

議長職争いのための懲罰権の行使であると主張するが、申請人ほか2名の出席停止期間中に、議長選挙について板倉町長から再選挙の措置がとられ、再選挙の結果、懲罰発議者である小林武雄議員が議長に当選していることから、結果的に議長選挙のための懲罰であると言える側面も認められるが、それを裏付ける明白な根拠がない以上、本件処分の目的に違法性があると判断することはできない。

### 4 懲罰の程度について

出席停止の懲罰が科されると、議事に参与して議決に加わる等の議員としての中核的な活動ができない。住民の負託を受けた議員としての責務を果たすことができない。また、今回の出席停止の影響についても出席停止期間は実質1日間であるが、その期間中、正副議長選挙が行われ選挙に参加できなかったことに加え、委員会構成、一部事務組合の構成、同意議案承認議案などに参加できていない。5月22日に行われた議長選挙が異なる結果であった可能性も考えられることから、その影響を小さいものと認めることはできない。以上を踏まえ、議員の責務が果たすことができなくなる出席停止の懲罰を科すほどの理由があるとは言えない。

### 5 総括（結論）

議長選挙に立候補をする意思がある者の有無の確認及びその者からの所信の演説を行ったことは、板倉町議会会議規則第59条に違反する議事運営と認められ、懲罰事由に該当するといえる。しかし、会議公開の原則が適用される本会議において、議長選挙の方法を審議することを認めない理由はないこと、選挙の宣告後に選挙の方法以外の発言を認めた点は非があるが、議会に諮り、合意の上で進めていることから、議員の責務を果たすことができなくなる出席停止の懲罰を科すほどの理由があると認めることはできない。従って、本件処分は、社会通念上妥当性を欠き、裁量権の範囲を超え、違法である。

## 小林議長および小野田副議長の議長および副議長辞職勧告決議案の審議



群馬県による「審決書」

の結果を受け、令和6年3月14日（第1回定例会）に小林議長及び小野田副議長それぞれの議長職及び副議長職の辞職勧告決議案が提出されました。（提出者 荒井議員、賛成者 須藤議員・青木文雄議員・尾澤議員・藪之本議員）

当日は発議第1号で小林議長の議長辞職勧告決議案が、発議第2号で小野田副議長の副議長辞職勧告決議案が審議されました。

### 発議第1号

●小林武雄議長の議長辞職

#### 勧告決議について

#### 提案者 荒井議員

#### 【提案理由要約】

青木秀夫議員については、出席停止の処分に対してこれを不服として、群馬県知事に審査請求を申し出て、その結果が令和6年2月28日に示され出席停止については取り消された。取り消された理由として、令和5年5月10日に行われた青木秀夫臨時議長の下、実施された本会議で須藤議員による勧告が出され、勧告が出る者全員による可決の下、荒井議員が所信表明を行い投票による議長選挙が行われ、荒井議員が議長に当選したわけであるが、審決書の判断は会議公開の原則が適用される本会議において、議長選挙の方法を審議することを認めない理由はないということ、須藤議員による勧告は選挙の方法というところで判断された。また、選挙の宣告後に選挙の方法

以外の発言を認めた点は非があるとしながらも、議会に諮り、合意の上で進めていることから、議員の責務を果たすことができなくなる出席停止の懲罰を科すほどの理由があると認めることはできないとしている。従って、本件処分（出席停止）は社会通念上妥当性を欠き、裁量権の範囲を超え、違法であると言わざるを得ないと結論づけている。

つまり、令和5年5月22日臨時会において3名出席停止のまま行われた議長選挙は違法であり、効力がないということである。

こうしたことを踏まえ、小林議長については審決の結果を重く受け止め、その職を辞職すべきであると勧告する。なお、審決の結果は行政不服審査法第52条第1項に「裁決は関係行政庁（板倉町議会）を拘束する」とあるので、小林議長は適切な対応を取るべきである。

弁明  
小林議長

## 【弁明要約】

5月22日（令和5年）の議事進行については、皆さんと一緒に、議題はいずれにしても、皆さんで協議しながら一つ一つ進めてきました。その結果として私が議長になっているわけですが、議長になるまでの経緯については荒井議長自ら3名の方が動議が出ているということ、会議が始まったということになります。私が3名の方に対して退場しろということも命令はしていないし、そのこともしていません。また、この動議に対して、とりあえず皆さんと一つ一つ決めてきたということ。それは民主的な議員の各々個人の考えを基に、一つ一つその議題に対して真摯に向き合った結果がこういう結果になった



とっております。

私は、その後議長になっていきますので、それ以前にしましては荒井議長、亀井副議長の下で進められたことですので、私ごとやかく言われることではないと思えます。その当時議事を進めたのは荒井議員、亀井副議長にあると思えますので、それはまた別の問題なのかと思っております。ですので、荒井議員他4名の方が私に対する議長辞職勧告を出されましたけれども、何ら私に問題はないと思っております。

## 提案者への質疑

## 【以下、発言要約】

問  
青木秀夫議員

5月10日（令和5年）の臨時会での議長選挙において、不穏な動きがあり、臨時議長がどういう進行するか分からないため、明日の議会を欠席するとの連絡を受けました。このことについて報道機関に連絡するよう依頼を受けたので送信しますというものです。このファクスの記録に群馬県の

自治紛争処理委員会も強い関心を示し、本件懲罰処分取消しの重要な最大の証拠となったようです。懲罰

動議の中に地方自治法第118条第1項、板倉町会議規則第59条違反を懲罰理由にしているが、地方自治法第118条の内容についてご存じでしたか。

答  
荒井議員

5月10日の段階では知りませんでした。認識不足でした。

問  
青木秀夫議員

5月22日の臨時議会に小林議長らによって提出された懲罰動議が群馬県知事によって、社会通念上妥当性を欠き、裁量権の範囲を超え違法であると認定された。この中で社会通念上妥当性を欠くというこの文言をどのように理解していますか。

答  
荒井議員

これはあくまで司法的裁決ですので、客観的判断として尊重しているということです。

問  
青木秀夫議員

小林議長の辞職勧告の中に小林議長らの悪質な行爲が載っていないが、不十分な提案ではないかと思うが。

答  
荒井議員

あくまで審決の裁決の部分で出席停止という違法があったという部分で選挙が行われたということに絞っていますので、小林議長らの悪質な行爲については、以前私が出席停止を受けた段階で弁明しましたが、例えば5人の臨時会欠席についても懲罰に値するのではないかと申し上げております。

ただ、今回は審決の判断を尊重しまして、出席停止のままで行われた選挙、それが違法であるということとで辞職勧告決議ということとで申し上げているということです。

問  
青木秀夫議員

最後に、社会通念上の妥当性についてコメントして下さい。それを欠いたこと

が今回の群馬県の取り消し分になると。

答  
荒井議員

審決の結論の中で、出席停止については社会通念上妥当性を欠き、裁量権の範囲を超え、違法であると結論つけていますが、我々議員は投票によって住民の負託を受けて上がってきているわけです。その中で例えば我々議員に対しては表決権とか発言権等が付与されているわけです。議会に出席して発言して議決する議員としての中核的な活動、これは責務を負っているわけです。例えば今回の出席停止はその責務を奪うというか、社会通念上妥当性を欠いていると理解しております。

討  
論

## 【以下、発言要約】

反対  
延山議員

8人で構成される懲罰委員会が設置され、懲罰を科すか否かということで、賛成多数で科すということに決定し、種類としては、臨

時が閉会までの出席停止ということ、賛成多数で可決したということ。そのときに亀井副議長から報告があり、懲罰動議の裁決決定をされたということ。です。

審決申請は青木議員が一人ということで、須藤議員、荒井議員についてはそれを納得したということで、審決に加わっていないということ。懲罰に関しては青木議員以外11名の問題として受け止めなければならぬ。そうしますと、提出された小林議長への辞職に関しては問題が違う、相手が違うと思います。小林議長も決定した後に賛成多数で議長になったということで、現在の議長に提出するのは相手が違うと思います。今回の辞職勧告については反対といたします。

**賛成 須藤議員**

住民の代表として、その意志の決定に反映されるべく、活動する責務を負っているにもかかわらず、出席停止の懲罰が科せられ、その間住民の負託を受けた議

員としての責務を十分に果たすことができません。出席停止が行われていなければ、5月22日の再議の議長選の結果は異なったかも知れないと思います。審決の結果。本件処分は取り消す、この処分を踏まえて小林議長は職を辞職すべきと賛成を致します。

**反対 森田議員**

名誉回復の審査を県に求めたときに、なぜ荒井議員と須藤議員は名前を出さなかったのか。今回青木議員が名誉を復活したということとを踏まえて、人の船に乗ろうと、勝った方の船に乗ろうという気持ちが見え見えで、自分からどうこうしようという意志がなさ過ぎます。また、地方自治法第118条と板倉町会議規則第59条に違反すると察知しましたから、欠席をさせていただきます。～5月10日～悪い結論が出るとしておきながら、多数決で負けるのですから、それに賛成したと取られるわけです。小林議員には何ら落度はないと思います。

**賛成 青木秀夫議員**

今回の審決は正しいと思いますから、それに従ってすべきです。小林議長だって、新聞に言ったではないですか、真摯に受けとめると。小林議員は遵法意識が高い人だと思つたので、辞職勧告は速やかに実行すべきだということに賛成したいと思います。

**発議 第2号**

●小野田富康副議長の副議長辞職勧告決議について

**提案者 荒井議員**

**【提案理由要約】**

提案理由については小林議長職辞職勧告決議案とほぼ同じですので省略いたしますが、審決の結論から3名出席停止のまま行われた副議長選挙は違法であり、効力がないということから、副議長職の辞職を勧告するものである。

**弁明 小野田副議長**

**【弁明要約】**

今回青木議員については、懲罰動議の結果について不

服があるということで、県の方に申請をされたわけですが、荒井議員、須藤議員も懲罰を科されたわけですが、お二方はその不服の申し立てをしていないということ。懲罰を受け入れているというふうに認識しております。審決書を読ませていただきます。ただ、須藤議員については該当しないと、荒井議員と青木議員については懲罰に当たる、ただ、罰が重かったという内容だと思えます。

今回青木議員でなくて、荒井議員が提出者として私の副議長の辞職勧告決議を出してきたというのが、人のふんどしで相撲を取るわけではないですけど、青木議員が動いてやってきたことと後から乗っかって何かしようかなというので、格好悪いなと思います。副議長選挙は違法であり、効力



がないということですが、効力があったと思います。私は辞職には値しないと思っております。

**提案者への質疑**

**【以下、発言要約】**

**問 青木秀夫議員**

小野田議員は令和3年9月の議会において「私は議員になつて説明なり、話し合いとか、こうやっているとか言われたことがない、だから知らなかったことは許されるのではないか」と発言している。議員になつたてだから責任を免れるなんて非常に幼稚な初歩的な発言をしている。一方で、荒井議員は議会事務局長までして精通している人だと、そういう人が法律違反をするのは重いと、人に厳しく、自分に甘いとか、あるいはご都合主義というか、発言をしているが、荒井議員、記憶にございますか。

**答 荒井議員**

記憶には若干ありますが、正確には覚えていません。

**問** 青木秀夫議員

5月12日に発議された懲罰決議ですね。特に荒井議員、議会運営委員長を務めた議会改革を声高に進めた方が、後で相談しましょうとか、話し合いましたよとか、小野田議員が懲罰委員会の席で発言しているのですが、そんな記憶はありませんか。

**答** 荒井議員

明確に記憶にはありません。

**問** 青木秀夫議員

5月22日の議会における小野田議員の発言ですが、尾澤議員が質疑で質問中に同じ意見で意味がないと、小野田議員は尾澤議員の発言の妨害、これは懲罰事案だと思いますが、荒井議員は小野田議員がそういうことをした記憶がありますか。

**答** 荒井議員

私はその場にいなかったのですが、後で聞いております。

**問** 青木秀夫議員

法律を守れという意識が高いんですけど、やっていくことは逆で、自分勝手な発言だと思つたのです。そういう方ですので、副議長にふさわしくないと思つているので、荒井議員も辞職勧告を提出したのだと思つています。

**答** 荒井議員

出席停止の中で行われた正副議長選挙、それが違法であるという事で議長、副議長の辞職という事で提案していますので、それだけです。

**問** 青木秀夫議員

小野田議員は弁明の中で、荒井議員は群馬県知事の審査では違法だと認定されていると述べているが、審決書を見て、どのように受け止めているのですか。

**答** 荒井議員

須藤議員による動議については選挙の方法ということで判断されているわけです。一方で動議が可決され

まして、それに基づいて私が所信表明を述べたわけです。運営自体は審査書では非があると書いています。ただ、その非があつても議会に諮り、合意の上で進めていることから、議員の責務を果たすことができない出席停止の懲罰を科す理由がないということです。私自身には非があるとは思っていません。

**問** 青木秀夫議員

小野田議員は弁明の中で、荒井議員は審査請求をしなかつたと、だから認めただと。荒井議員が何か乗つかつて悪いみたいなことを言っているが、どう認識しているのですか。

**答** 荒井議員

小野田議員の弁明の中で、私と須藤議員が懲罰を受けられているのではないかという事でしたが、全く納得していません。懲罰特別委員会の内容を見ますと、個人名を挙げませんが、私、青木議員、須藤議員3名は一連托生でやっていると言っています。

さらに、小林議長が県の自治紛争処理委員会に宛てた回答文の中で、我々3人は共同正犯として考えたとあります。そういった意味で私は出席停止を受けた懲罰に納得していませんし、今回の青木議員の出席停止の取消し、それは私と須藤議員、2名にも当然同じ結論になるものと思つています。

**討論**

【以下、発言要約】

**反対** 延山議員

小林議長に対しての辞職勧告で反対討論をさせていただけでしたが、同じく小野田副議長に対しても反対討論を行いたいと思つています。内容的には、ほぼ同じということですが、処分の結果が取消しになったことに対して、数が多いから勝てるのだと。辞職勧告を連発するということであるなど、いふふうには受け止めている。連発するということは、民主主義の根幹を揺るがす大きな問題だといふふうには受け止めなければならぬ。社会通念上許されるもので



はないと考える。辞職勧告に関しては反対ということにさせていただきます。

**賛成** 尾澤議員

昨年の5月22日の懲罰動議を含む臨時議会で懲罰動議の発議者、小林議員への質疑が行われ、青木文雄議員、藪之本議員、私の順で質疑が行われました。その過程において、私が同じ内容の質問になるかも知れませんが、断りを入れて質問をしたにもかかわらず、小野田議員は同じ意見ばかりで意味がないとわたしの話を封じました。この行為こそ懲罰に値するのではないのでしょうか。

その後、懲罰委員会でも3議員の懲罰が出席停止と確

定しましたが、この出席停止処分は違法という判断がなされました。このため、令和5年5月22日に行われた3人の議員がいない状態で行われた副議長選挙は違法であり、効果がないものと思われまます。小野田副議長は群馬県の審議結果を重く捉えて副議長の職を辞職すべきと思います。

**反対**  
**森田議員**

小野田副議長に対しても正しい選挙が行われて、正しい選択がされたのかと思いますので、反対をいたします。

**賛成**  
**青木秀夫議員**

小野田議員は懲罰委員会でも不適正な発言をしている。除名とまではさすがに言えないと思うが、謝つてすむほど簡単なものではないということ、出席停止が妥当だと思つて。普通常識を持った人はいわれないですよ。基準というものがありませんから。先ほどから森田議員も延山議員も本質を間違っているのです。小林議員始め何人かが出した懲罰

動議がそこが違法だと言っているのです。その違法な動議によって議決したのも違法なのです。

いずれにしても、小野田議員はかなりひどいことを言っているので常識外のことを。不適切だということで、辞職勧告に賛成します。

**反対**  
**亀井議員**

私が副議長に最初に当選して、小林議長になつたときに副議長辞職の願いを出しまして、辞職になりました。その後、小野田副議長が当選したわけですので、いろいろあるとは思いますが、流れて小野田副議長が選ばれたと思つていきますので、反対します。



議案名	須藤稔	藪之本佳奈子	尾澤将樹	青木文雄	小野田富康	森田義昭	亀井伝吉	荒井英世	延山宗一	市川初江	青木秀夫	小林武雄	審議結果
小林議長辞職勧告決議案	○	○	○	○	議長	×	○	○	×	×	○	除斥	可決
小野田副議長辞職勧告決議案	○	○	○	○	除斥	×	×	○	×	×	○	議長	可決

**第1回臨時議会**  
**執行部上程議案**

令和6年2月21日(水)に開催されました令和6年第1回板倉町議会臨時会の議決議案をご報告します。

**承認議案**

◆専決処分事項の承認について(令和5年度板倉町一般会計補正予算(第7号))

本補正予算は、歳入歳出予算の総額に9,049万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、65億2,007万5千円としたものです。補正の理由は、令和5年11月29日に国の補正予算が成立し、物価高騰への対応として住民税非課税世帯等に対し、7万円を給付することとされたことを受け、必要経費を予算化したものです。

◆専決処分事項の承認について(令和5年度板倉町一般会計補正予算(第8号))

本補正予算は、歳入歳出予算の総額に

1億818万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、66億2,825万7千円としたものです。補正の内容は、物価高騰対応重点支援給付金給付事業の2事業の予算化、物価高騰対応板倉町商工会商品券交付事業の予算化、戸籍整備事務の追加及び住民基本台帳等事務の減額、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業(追加支援)の追加を行ったものです。

**議決案件**

◆板倉町手数料条例の一部を改正する条例について

令和6年3月1日から戸籍法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものです。主な改正内容は、本籍地以外の市区町村窓口で戸籍謄本、除籍謄本等の交付を行う広域交付及び戸籍や除籍の電子証明書提供用識別符号の発行に関する事務を開始することに伴い、必要な文言修正およびこれらの事務に係る手数料の額を定めるものです。

※以上、全員一致原案可決

# 令和5年度

※議会懇談会の報告書は町議会ホームページに掲載しています。

# 議会懇談会を開催しました

令和6年2月17日(土)午後2時から、役場地域防災室において、令和5年度議会懇談会を開催しました。議会懇談会では、3つのテーマに沿って町民の皆さま（参加者：23人）と意見交換を行いました。

テーマ：●移住・定住政策について ●今後の町立保育園のあり方について ●防災に対する心構え

## ◆懇談会の主な内容

### ●移住・定住政策について

#### 《参加者》

令和5年度の転入転出者数と定住者数を伺いたい。

#### 《議員》

転入転出は年度ではなく令和5年になりますが、転出者が261人、転入者が313人です。定住者は令和4年度になりますが、住宅取得支援の実績で言いますと、25世帯が定住されたと理解しています。

#### 《参加者》

議会は会津坂下町の視察をどのようにまとめたのか。執行部に対して要望なり意見なり申し上げたのか。

#### 《議員》

議会だよりで研修報告を掲載しています。議会として執行部に提言はしていません。今後はご指摘いただいたように提言できるものがあれば、する必要があると考えます。

### ●今後の町立保育園のあり方について

#### 《参加者》

建物の老朽化で建替とか改修を言う前に、将来の園児数がどのように推移するから建て替えるべきとか、一園化するべきとか、そこを議論すべきではないのか。

#### 《議員》

園児数の推移ですが、板倉保育園は平成30年度に87人、今は69人。北保育園は平成30年度に51人、今は30人です。出生率においても将来10年くらいまでは増える見込みがありません。来年度は執行部から一園化についての検討委員会を設ける動きがありますので、議会として執行部と議論していきたいと思います。

#### 《参加者》

幼稚園と保育園を併せたのがこども園のような気がしているが、教育的な面を併せて、保育園ではなく、こども園とする考えはあるのか。

#### 《議員》

園児数も出生数も減少していますし、保護者から見ればいろんな考え方があると思えます。認定こども園のメリット・デメリットも含めて検討委員会で検討していきたい。

### ●防災に対する心構え

#### 《参加者》

議員は災害のときに何をしたらいいのか、役割を把握しているのか。

#### 《議員》

令和4年に災害行動マニュアルを作成したので、それに基づいて行動します。

#### 《参加者》

隣近所で要支援者の補助をしてくれと町から行政区にくるので、これをどのように対応するのか、町にどう進言するのか、お聞かせ願いたい。

#### 《議員》

要支援者は、民生委員さんを中心に調査をしたと思います。再度各団体と調整を図りながら、誰が責任を持って援助するか支援するか、そういった形を詰めていく必要があると思います。

#### 《参加者》

片田教授の講演の中で、要支援者の支援は、町がやるべきだと言っていた。町でバスか何かを出して回っていただくというのが、一番いいと思うが。

#### 《議員》

議会としても町のほうと相談しながら進めていければと思います。

#### 《参加者》

農業者にとっては、車より高い農機具がある。住民の財産を守るということで、例えば若干低い所でも高価な農機具の避難等について検討していただけないか。

#### 《議員》

あくまでも人命を優先し、避難通路を確保することが大優先になります。自分のトラクターの避難場所は自分で見つけておくことです。

#### 《参加者》

ペットは、家族だと言う人もいる。ペットの避難等についても検討の材料にしていただけませんか。

#### 《議員》

北地区と東地区の避難所は、ペットの同伴が出来るように、小さな犬でしたら車の中で一緒に生活できますし、大きい犬でしたら、避難所の片隅に犬を保護する形を考えて整備しています。

# 議 会 日 誌

## 2月

- 17日 議会懇談会
- 21日 議会運営委員会／第1回臨時会／全員協議会／議員のみ協議会

## 3月

- 5日 定例会（初日）／予算決算常任委員会（補正予算審査）
- 6日 一般質問（2人）／本会議（補正予算議案採決）・各常任委員会（所管事務調査）
- 7～12日 予算決算常任委員会（令和6年度予算審査）
- 14日 定例会（最終日）／全員協議会／議員のみ協議会／議会広報特別委員会

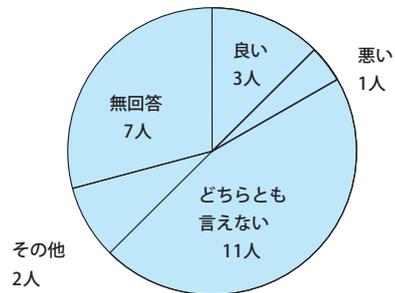
## 4月

- 9日 各常任委員会（議会懇談会報告書作成）
- 12日 議会広報特別委員会
- 19日 全員協議会／議員のみ協議会



## アンケート結果（一部抜粋）

今回のテーマについて



その他と答えた人からは、東洋大学の撤退問題、その時の町の重要課題を取り上げて欲しいとの意見がありました。

## 議会動画配信中

お気に入り登録をして議会を見よう



一般質問

本会議

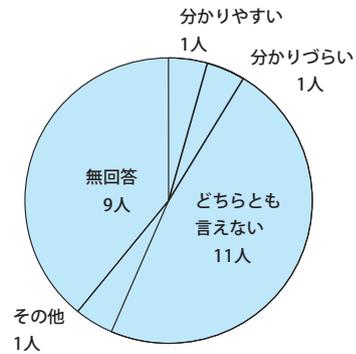
視聴の方法は、板倉町ホームページからご覧いただくか、YouTube（「板倉町議会」と検索）でもご覧いただけます。

## 群馬県町村議会議長会表彰



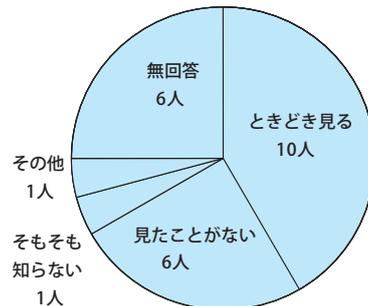
令和6年2月20日、群馬県市町村会館において、群馬県町村議会議長会定期総会が開催され、町村議会副議長を4年以上在職した議員として群馬県町村議会議長会功労者表彰を市川初江議員が受賞しました。

議員の応答について



その他と答えた人からは、「あまり的を得た発言（回答）ではなかった」との意見がありました。

議会動画を見ることはありますか



## 町を知る機会を増やしてほしい!

一見より体験!  
魅力あるイベントを

あゆか  
**中村彩友香さん**  
(板倉中学校3年)



**私**は最近まで、群馬の水郷や町役場のイルミネーションの存在、雷電神社が実際どんなものなのかを知らませんでした。これらを初めて知ったときは、こんなに面白いものが板倉にあったのかと毎たびびっくりしました。板倉には町を知る機会が少ないと感じます。せっかく板倉に住んでいるのに、町の魅力をちゃんとわかっていないなんて、損なことだと思います。今、町を知る機会の一つとして、学校では郷土調べが行われています。しかし、調べるだけで実際の場所を訪れたりはしません。百聞は一見に如かずとよく言いますが、その“一見”より体験のほうが心に残ります。実際に訪れて、町の魅力を体験できるイベント等を行い、町を知る機会を増やしてほしい。そうすることで町のために頑張る気持ちが育ち、町の魅力を守り続けていくことにも繋がってくると思います。

## 少子高齢化時代を迎えて

家庭菜園をとおして  
板倉町を思う

**室木一郎さん**  
(大字大高嶋)



## みんなの声

**私**はサラリーマン生活を終えて、家庭菜園作りにいそしんでおります。サラリーマン時代は板倉町から東京まで遠距離通勤をしておりました。そんなサラリーマン生活を終えて自分の生活圏を見回してみると、周りには子どもはおらず高齢者ばかりです。いつからこんな板倉町になってしまったのだろうと、驚いている次第です。そんな板倉町ですが、時々サラリーマン時代の同僚に会うと、家庭菜園作りにいそしんでいると話をするとうらやましがられます。理由を聞くと東京では生活する上で大変便利であるが仕事をする以外、何もやる事が無いと言うのです。高齢者が多い板倉町ですが、自然ゆたかな畑で仕事をしていると、自然と心を癒やしてくれます。私は板倉町が自然環境を保ちながら発展することを願っています。

## 編集委員の声

板倉東洋大前駅から南栗橋行き列車に乗る。車内でスマホをする。フェイスブックの広告が目に入る。「アンケートに答えてください」  
板倉東洋大前駅、この駅名 あなたは存続、変更どちらですか。クリックしてください。  
質問に答えて存続をクリックすると、存続 ○○名、変更 ○○名、アンケート回答数が画面に出てきた。  
ご協力ありがとうございました。  
ここで目が覚めた。なんだ夢か。夢の中でも東洋大学板倉キャンパス撤退後の課題を考えている。  
どうする、どうなる板倉東洋大前駅名、つぶやいてしまっ、桜咲く朝。

(議会広報特別委員 青木文雄記)

## 『傍聴して町政を知る』

### だれでも簡単にできます 議会傍聴

議会の本会議は公開制となっています。会議当日、受付票に記入していただくだけで、どなたでも自由に傍聴することができます。

#### ◆6月議会定例会(予定)

- 会期** 6月4日(火)~6月7日(金)  
**議事** (1)条例改正などの議案審議・採決  
(2)補正予算の審議・採決  
(3)一般質問

※会期等が変更となる場合もあります。

※詳しい日程等については、議会のホームページでお知らせします。

#### お問い合わせ先

議会事務局 TEL.82-1111 (内線701)  
TEL.82-6154 (直通)